



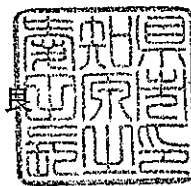
公

告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、公募型プロポーザル方式による随意契約を行うので、次のとおり公告する。

令和4年5月16日

田原市長 山下 政



1. 応募に付する事項

- (1) 件名 渥美半島田原市応援寄附運營業務
- (2) 場所 田原市地内
- (3) 業務期間 契約日の翌日から令和7年10月31日まで
- (4) 概要

- ア 寄附者情報の管理・運用に関する業務
- イ 返礼品の発注及び配送管理等に関する業務
- ウ 協力事業者及び配送事業者への支払業務
- エ 寄附者からの問い合わせ対応等に関する業務
- オ 返礼品の開発・拡充及び情報発信に関する業務
- カ ポータルサイトの作成及び管理・運営に関する業務

2. 応募に必要な資格に関する事項

公告日前日における令和4年度及び令和5年度の田原市入札参加資格の認定において、次の各号のいずれにも該当する者。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条

の4の規定に該当する者及び公告日から落札決定の日までにおいて、田原市から受けた入札参加停止処分期間を経過しない者を除く。

- (1) 業種に03役務の提供等、営業種目に03映画等製作・広告・催事、08コンピュータサービス又は16その他の業務委託等のいずれかに登録があること。
- (2) 田原市内に契約を締結する本店、支店又は営業所等を設置し、かつ、当該本店、支店又は営業所等が田原市への入札参加資格の登録をしていること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 「渥美半島田原市応援寄附運營業務仕様書」で定める委託業務について、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有し、本市の指示に柔軟に対応できること。

3 企画提案の実施方法等

「渥美半島田原市応援寄附運營業務公募型プロポーザル実施要領」、「渥美半島田原市応援寄附運營業務仕様書」及び「渥美半島田原市応援寄附運營業務公募型プロポーザル評価基準」(以下「実施要領等」という。)のとおりとする。

4 実施要領等交付期間、交付場所等

(1) 交付期間

令和4年5月16日(月)から令和4年5月30日(月)

まで

(2) 交付時間

土曜日、日曜日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は午後5時まで）

(3) 交付場所及び交付方法

実施要領等については、田原市公式ホームページで掲載するほか、田原市企画部企画課で交付するものとする。

5 企画提案書等の提出期限

(1) 提出期限

令和4年6月30日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

田原市企画部企画課へ持参し、又は郵送するものとする。持参の場合は時間調整のため、来庁の前日までに電話連絡をするものとし、郵送の場合は必ず簡易書留郵便とし、発送の前に電話連絡をすること。

(3) 提案上限率

田原市が受けた渥美半島田原市応援寄附金のうち、受託者による返礼品の発送を伴う寄附金額の5.0%以内（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

見積書を提出する際は、この提案上限率を超えてはならない。

6 優先交渉権者の選定方法

「渥美半島田原市応援寄附運營業務公募型プロポーザル評価基準」のとおりとする。

7 特に定めた事項

なし。

8 契約保証金

田原市財務規則（昭和41年田原町規則第1号）第127条第
1項第9号により、契約保証金を免除する。

9 問合せ先

企画部企画課 電話0531-27-7978